

令和8年度 長期貸付借入申込要領

公益財団法人 新潟県市町村振興協会

1 一般的事項

貸付対象事業は、新潟県市町村振興協会基金貸付細則別表に掲げる事業のうち、令和7年度に新潟県知事に地方債の届け出をしたもの、同意がなされたもの及び許可を得た事業とします。

2 貸付条件

貸付の利率、償還の方法、償還期限及び据置期間は次のとおりです。

(1) 利率……………貸付日（5月25日）における財政融資資金の貸付金利を基準として理事長が定める利率。（別途通知します。）

(2) 償還の方法……………半年賦元金均等償還
(毎期の償還元金は千円単位となっております。各回の償還時に千円未満の端数が発生した場合には、端数分を第1回償還時に加算することとします。)

(3) 償還期限及び据置期間……5年（据置期間なし）
12年（うち、据置期間2年以内）
15年（うち、据置期間3年以内）
20年（うち、据置期間3年以内）
(注1)償還の据置期間は、12年は2年以内、15年及び20年は、3年以内で市町村等が選択できるものとします。

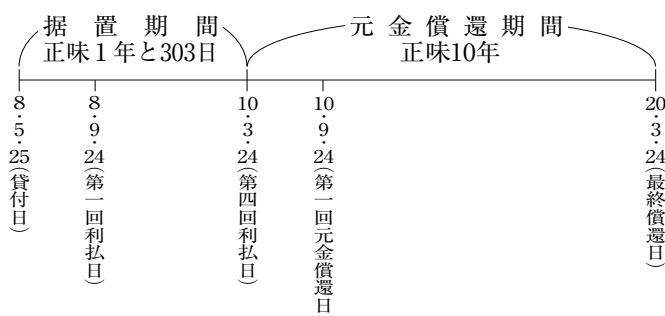
(注2)12年、15年及び20年の償還期限は、市町村等が任意に選択してください。

- ただし、別に定める「公益財団法人新潟県市町村振興協会基金長期貸付の償還期限の取扱について」に基づく次の整備事業等の貸付にかかる償還期限は、原則として5年（据置期間なし）とします。
- 消防自動車、救急用自動車、防災行政無線等消防防災施設（建築物を除く。）
 - スクールバス及び除雪自動車などの車両等
 - 貸付対象事業で1件当たりの貸付額が500万円未満の事業
- (規程集参照)

償還期限及び据置期間は、上記のとおりとなっておりますが、貸付に係る元利金の払込期日（毎年9月24日及び3月24日）との関係で、償還期限より短い期間となります。

例えば令和8年5月25日に償還期限12年（うち、据置期間2年以内）で貸付を受けた場合は次のようになります。

(4) 不用額及び繰越について
財政融資資金等と同様に配慮します。



3 特約条項

長期貸付には、貸付借用証書裏面記載のとおり、特約条項がありますのでご承知おきください。

4 貸付日

貸付日は、令和8年5月24日とします。ただし、本年は当日が日曜日のため25日となります。（元利金の払込期日が、毎年9月24日及び3月24日と定めていますので、事務の繁雑をさけるためです。）

5 借入申込書の提出

(1) 借入申込書は、貸付対象事業の施行により実際に市町村等が必要とする資金について4月27日までに提出するものとします。

(2) 借入申込に当たっては次の書類を提出してください。

なお、借入証書は、協会が貸付額を決定し、通知した場合に直ちに提出し、これと引換えに資金を送金することとしておりますが、便宜上、借入申込書と同時に提出してください。

(ア) (公財)新潟県市町村振興協会基金借入申込書 1部(様式第1号)

(イ) 事業計画調書 1部(様式第2号)

(ウ) 貸付借用証書 1部(様式第5号)

6 借入申込書作成上の留意事項

借入申込書類の作成に当たっては、次のことに留意してください。

(1) 借入申込書

(ア) 借入希望額……算用数字を用いて、改ざんの余地が生じないようにしてください。なお、金額の訂正は、訂正印を用いてもできず、差し替えることとなりますので留意してください。

(イ) 資金の用途(事業名・対象事業)……原則として別表の事業名と対象事業(附表の対象細目)を共に記載してください。

(ウ) 借入希望期日……貸付日は5月24日と定めていますが、当日が日曜日のため25日となりますので、当協会に記載します。

(エ) 借入金の受入れ金融機関

口座名……「〇〇〇市(町村)会計管理者〇〇〇〇」

口座番号……「〇〇預金No.×××××」

と記入してください。

(2) 事業計画調書

(ア) 借入申込額……借入申込書の「借入希望額」を記載してください。

(イ) 事業の目的及び効果……簡潔に記載してください。

(3) 貸付借用証書

(ア) 借入金額……算用数字で記載してください。

(イ) 償還期限及び据置期間……下記の年月日を記載してください。

・償還期限5年(据置期間なし)

償還期限……令和13年3月24日 据置……なし

・償還期限12年(うち、据置期間2年以内)

償還期限……令和20年3月24日

措置2年……令和10年3月24日、第1回元金償還日……令和10年9月24日

措置1年……令和9年3月24日、第1回元金償還日……令和9年9月24日

・償還期限15年(うち、据置期間3年以内)

償還期限……令和23年3月24日

措置3年……令和11年3月24日、第1回元金償還日……令和11年9月24日

措置2年……令和10年3月24日、第1回元金償還日……令和10年9月24日

措置1年……令和9年3月24日、第1回元金償還日……令和9年9月24日

・償還期限20年(うち、据置期間3年以内)

償還期限……令和28年3月24日

措置3年……令和11年3月24日、第1回元金償還日……令和11年9月24日

措置2年……令和10年3月24日、第1回元金償還日……令和10年9月24日

措置1年……令和9年3月24日、第1回元金償還日……令和9年9月24日

(ウ) 元利金の払込み金融機関……元利金を振込む銀行を記載してください。

(エ) 借入日……当協会に記載します。

7 送 金

貸付日に借入申込書に記載された銀行等の口座に電信送金の方法により貸付日に資金化できるように送金を行います。

8 元利金払込通知書

元利金の払込については、その払込期日の2週間前までに元利金払込通知書を送付します。元利金払込通知書には、払込金額、期日及び払込指定銀行名等が記載してありますから、これによって指定された銀行に払込んでください。

なお、元利金の払込期日は毎年9月24日及び3月24日と定めていますが、当日が休日(土曜日を含む。)にあたるときは、その翌日を払込期日とします。

9 償 還 年 次 表

(1) 償還年次表は当協会が作成して別途送付します。

(2) 償還年次表の作成要領は次のとおりです。

① 借入年月日……………令和8年5月25日

② 償 還 期 限……………5年(据置なし)
12年(うち、据置2年以内)
15年(うち、据置3年以内)
20年(うち、据置3年以内)

③ 元利金の支払方法及び期日……半年賦元金均等償還の方法により毎年度9月24日及び3月24日に支払う

④ 据置期間中の利子額

(ア) 第1期の利子額

第1期に支払われる利子額は次の算式により算出されます。

$$\text{元金} \times \frac{\text{年利率}}{2} \times \frac{\text{借入日の翌日(5/26)から第1期利子支払期日(9/24)までの日数}}{\text{第1期利子支払期日の直前の利子支払期日に該当する日の翌日(3/25)から第1期利子支払期日(9/24)間での日数}}$$

(イ) 第2期～第6期の利子額

12年の場合の第2期～第4期の利子額及び15年・20年の場合の第2期～第6期の利子額

$$\text{元金} \times \frac{\text{年利率}}{2}$$

⑤ 毎期の償還元金……借入元金額を元金償還期数で除して算出します。

ただし、千円単位とし、端数が生じる場合は、第1回元金償還時に端数処理を行います。

5年の場合 元金÷{5×2}

12年の場合 元金÷{(12-2)×2}、元金÷{(12-1)×2}

15年の場合 元金÷{(15-3)×2}、元金÷{(15-2)×2}、元金÷{(15-1)×2}

20年の場合 元金÷{(20-3)×2}、元金÷{(20-2)×2}、元金÷{(20-1)×2}

⑥ 未償還元金……………借入金額から毎期の償還元金を順次差引いて算出します。

(最終期は0となります)

⑦ 毎期の利子額……………次の算式によって算出します。

$$\text{前期末未償還元金} \times \frac{\text{年利率}}{2}$$

⑧ 毎期の利子額については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条第1項の規定により、円未満の端数を切り捨てます。

別 表

公益財団法人 新潟県市町村振興協会基金貸付対象事業

	電算コード・事業名	対 象 事 業
規程第1号の事業第4条		(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業
規程第4条第2号の事業	01 文 教	(1) 幼稚園、学校プール、給食施設、図書館、通学道路、遊歩道等文化・教育・体育の振興に資する事業
	02 土木産業経済	(2) 農道、林道等の産業経済の振興に資する事業（一般公共事業債対象事業を除く。）
	03 消 防	(3) 消防自動車、救急用自動車、防災行政無線等住民の安全に資する事業
	04 社 会 勤 労	(4) 働く婦人の家、勤労青少年ホーム、市町村保健センター、へき地教員住宅、集会場等社会福祉の増進及び地域連帯意識の向上に資する事業
	05 都市整備公害	(5) 都市公園施設の整備事業（他の事業債で対象とされるものを除く。）、緑地保全事業、水質汚濁防止等生活環境の保全及び公害防止事業並びに自然、風土に調和した個性的街づくりに資する事業
	06 そ の 他	(6) 以上のほか、住民の福祉増進に寄与する緊要な事業で一般単独事業債又は一般補助施設整備等事業債の対象となる施設等の整備事業

附 表

事業区分	対 象 細 目 (主なもの)
学校給食 その他文教	小・中学校食堂、大学・幼稚園・小・中学校クラブハウス、部室、武道場、通学バス、通学ポート、図書館、美術館、博物館、公文書館等
土木施設	道路、橋りょう、河川、排水施設等、防除雪施設等、農道、林道、森林キャンプ場、森林公園施設、観光周辺施設、観光物産センター、資料展示施設、農林体験実習館、駐車場、農産加工施設、燃料供給施設、農業用水路・排水路、集落排水路、公衆便所、土地改良等
消防庁舎 防災・震災対策施設 その他消防施設	石油コンビナート消防施設、大震用消防施設、火山活動対策施設、防災行政無線、防災コミュニティセンター、林野火災用消防施設、科学消防施設、消火栓、消防ポンプ車、救急自動車、消防訓練塔等
社会労働施設	集会所、生活館、職業訓練所、教職員研究所、児童相談所、営農研修施設、ユースホステル、へき地教員住宅、地方病対策、市町村保健センター等
公害対策 立体交差	大気汚染、騒音、水質汚濁、地盤沈下等の公害対策事業、鉄道立体交差化事業、踏切除却、こ線人道橋、駅上歩行者専用道、地下歩行者専用道等
基地対策 産業経済施設 その他事業 庁舎整備	適債事業のうち、他の事業債又は他の事業区分の対象としない事業